

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
1	3	第1	1	(5) ②	玉川ポンプ場の維持管理業務	「改築」を事業範囲外となっておりますので、修繕業務における維持管理基準を明確にして頂き、応募者間での改築更新時期の違いによる提案金額差で不公平が生じないようにご配慮頂けますようお願い致します。	本来、「改築」と「修繕」は明確に区別できるものであるため、これらを混同しないように配慮します。
2	3	第1	1	(5) ②	玉川ポンプ場の維持管理業務	改築は計画のみが本事業範囲ですが、大規模修繕は本事業に含まれているとの理解で良いでしょうか。またその場合の両者の定義をお示し頂けますようお願い致します。	「改築」とは、資金的支出に該当するものであり、資産価値の増加や耐用年数の延長などを伴うものであり、これに対して「修繕」は、収益的支出に該当するものであり、期間コストとして識別されるものです。大規模であったとしても、修繕である限りは、後者に分類されます。なお、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく修繕は、本事業の対象外です。
3	3	第1	1	(5) ②	玉川ポンプ場の維持管理業務	「改築」に要する費用は提案において示す必要はあるでしょうか。また示す必要がある場合でも多寡は評価の対象にはならず、保証しなければならない数値ではないと理解して良いでしょうか。	今回の事業では設計建設から維持管理までを同じ事業者が行うことから、維持管理期間のLLC（ライフ・サイクル・コスト）を比較するために提案して頂きます。したがって、特段の事情がない限りは、保証していただくべき見積金額と認識しています。
4	3	第1	1	(5) ②	玉川ポンプ場維持管理業務 イ 運転管理業務 (ウ) エネルギー管理業務	「エネルギー管理業務」の管理項目についての御回答に「「エネルギー管理規定」を作成し」との記載がありますが「管理規定」は市で運用されているものが有るのでしょうか。それとも市と事業者の協議により新たに「管理規定」を定めるのでしょうか。	市では処理場・ポンプ場におけるエネルギー管理基準を定めています。よって、これを参考に事業者と協議し、玉川ポンプ場の管理基準を定め運用して頂くことを想定しています。
5	3	第1	1	(6)	事業方式	「本事業は、PFI法に基づく調達手続きを参考にしたDBO方式を用いる」とありますが、実質的にPFI事業であると理解して良いでしょうか。	実質的にはDBO方式とご理解ください。
6	3	第1	1	(6)	事業方式	実施方針(案)にはあった「すべての施設の所有権を市に移転し、」という記述が実施方針では削除されていますが、SPCが、建設時に施設の所有権を原始取得し、竣工時に市へ所有権を移転するフローを変更するのでしょうか。	契約方式については、市とコンソーシアム構成員全員が締結する基本契約、市と設計企業及び建設企業JVが締結する建設工事請負契約、市とSPCが締結する維持管理委託契約の3本の契約に変更します。よって、建設工事請負契約に基づいて所有権の移転を行います。
7	3	第1	1	(7)	事業期間	「事業契約」とありますが、本事業は設計・建設・維持管理／運営が一体的に契約されると理解して良いでしょうか。	契約方式については、市とコンソーシアム構成員全員が締結する基本契約、市と設計企業及び建設企業JVが締結する建設工事請負契約、市とSPCが締結する維持管理委託契約の3本の契約に変更します。
8	3	第1	1	(7)	事業期間	本事業の建設工事部分は建設JVではなく、SPCが受託するとの理解で良いでしょうか。また、その場合の建設業法上の問題はクリアしているとの理解で良いでしょうか。	契約方式については、市とコンソーシアム構成員全員が締結する基本契約、市と設計企業及び建設企業JVが締結する建設工事請負契約、市とSPCが締結する維持管理委託契約の3本の契約に変更します。
9	4	第1	1	(7) ①	本事業の事業期間	維持管理期間の脚注3に「排水区域ごとに供用開始日が異なる場合には、最も遅く供用開始を行った区域の供用開始日から20年間の維持管理期間をとる。」とありますが、先に供用を開始した施設の竣工時には、竣工部分の施設の引渡し（所有権の移転）を行い、竣工部分に係る建設対価の残額がすべて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	建設工事請負契約では全排水区を一つの契約として締結するため、部分供用については所有権の移転を伴わない部分使用とします。このため、残額の支払いは工事全体が完了した時のみです。
10	4	第1	1	(8) ①	設計・建設に係る対価	本事業の初期費用（SPC設立費用、契約書に添付する収入印紙、履行保証保険料等）及び建設・設計期間中のSPCの利益及び決算費用等の運営費用は、設計・建設に係る対価に含めるとの考えでよろしいでしょうか。	契約方式については、市とコンソーシアム構成員全員が締結する基本契約、市と設計企業及び建設企業JVが締結する建設工事請負契約、市とSPCが締結する維持管理委託契約の3本の契約に変更します。よって、SPCの運営費用等は、維持管理業務に係る対価に含めてください。
11	4	第1	1	(8) ②	維持管理業務に係る対価	維持間業務期間中のSPCの利益及び決算費用等の運営費用は、維持管理業務に係る対価に含めるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	4	第1	1	(8) ②	維持管理業務に係る対価	維持管理業務に係る対価（跡地利用に対する対価含む。…）と記載がありますが、「跡地利用に対する対価含む」の文言の削除し忘れと推察しますが、そう考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。削除します。
13	4	第1	1	(8) ②	維持管理業務に係る対価	記載事項に「市は事業者に対して、維持管理業務に係る対価（跡地利用に対する対価を含む。以下同じ）を・・・」とありますが、今回の実施方針にて「跡地利用」は本業務の範囲外となっているため、誤記と考えます。	ご理解のとおりです。削除します。
14	4	第1	1	(8) ②	維持管理業務に係る対価	「（跡地利用に対する対価を含む。以下同じ。）」とありますが、この文言は削除されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。削除します。

No	見出し符号					項目名	質問	回答
	頁	章	節	項	目			
15	4	第1	1	(8)	②	維持管理事業に係る対価	1行目に「跡地利用に対する対価を含む」とありますが、実施方針（案）に関する質問、意見への回答では「跡地利用は本事業の対象外に変更」となっており、実施方針3頁1(5) 事業概要にも記載されておりません。当該箇所は削除されると考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。削除します。
16	4	第1	1	(8)	②	維持管理業務に係る対価	維持管理業務に係る対価に”跡地利用に対する対価を含む”とありますが、跡地利用は対象外ではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。削除します。
17	5	第1	1	(9)	③	業務の引継ぎ	第三者への業務の引継ぎは、「知的財産権をおかさない範囲で行う」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	5	第1	2	(1)	②	選定基準	「公共サービス」の定義についての御回答で「市が住民へ提供する下水道事業に係るサービス全般」とありますが、現状実施されている住民に提供しているサービスをご提示願います。	たとえば、雨水を排除することによって、浸水を防ぎ、人命や住民の財産を守るなどがあげられます。
19	7	第2	3	(1)	④	応募者の構成	実施方針書（案）の質問に対する回答（NO.190、192、193、194、195、196）に、「代表企業の実績等にある程度の要件を定める予定」とありますが、どのような要件を定める予定なのでしょうか。また、この要件の公表はいつ頃行われるのでしょうか。内容によっては、予定している代表企業を変更しなければなりません。代表企業となると出資比率等を構成員中最大としなければなりません。SPCの構成員として本事業に参画を計画している企業にとって、出資比率、金額等は重要な事項となります。代表企業の要件は無しにして頂くのが一番ですが、要件を定めるのであれば、早急に公表して頂けますようお願いいたします。	代表企業は、建設企業又は維持管理企業のいずれかの企業とし、要件については、それぞれ以下のとおりとします。 建設企業の場合：実施方針 第2_3_(3)②ウ～カのいずれかの要件を満たす企業 維持管理企業の場合：実施方針 第2_3_(3)③イの要件を満たす企業
20	9	第2	3	(2)	⑪	コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格	「資格審査書類の確認基準日」とありますが、「実施方針（案）に関する質問・意見への回答」No.202、No.203と同様に、「資格審査書類の受付開始日」に変更されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。変更します。
21	9	第2	3	(3)		コンソーシアム構成員の分野別参加資格	「参加資格の資格確認基準日」とありますが、「実施方針（案）に関する質問・意見への回答」No.202、No.203と同様に、「資格審査書類の受付開始日」に変更されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。変更します。
22	10	第2	3	(3)	②	コンソーシアム構成員の分野別参加資格 建設企業 ウ	「参加資格の資格確認基準日」とありますが、「実施方針（案）に関する質問・意見への回答」No.202、No.203と同様に、「資格審査書類の受付開始日」に変更されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。変更します。
23	11	第2	3	(3)	③	維持管理企業	維持管理期間において修繕業務を担当する企業がコンソーシアムの構成員となることを想定した場合、その企業は維持管理企業となるのでしょうか。維持管理企業となる場合、このような企業は業務上では「下水道維持管理者登録」の必要が無い場合、この登録をしていない可能性があります。その場合はコンソーシアムの構成員になれないとの理解でよろしいでしょうか。	修繕を主体として行う企業は維持管理企業となりません。維持管理企業はポンプ場の維持管理に伴う様々な業務を統括して実施する立場であることから、これら全てを安定的に行う事のできる企業の要件として、下水道処理施設維持管理者登録簿の登録がある事を求めています。修繕を主体として本事業に参加する場合は、協力企業としての参加となります。
24	11	第2	3	(3)	③	維持管理企業	SPCから構成員である維持管理企業が受託した業務を、協力企業または下請企業に再委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	11	第2	3	(3)	③	維持管理企業	「維持管理業務の総括責任者として専任できること」とありますが、現場常駐は求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、要求水準書（案）に示します。
26	11	第2	3	(3)	③	維持管理企業	維持管理期間は20年間の長期にわたることから、総括責任者の交代は可能と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	11	第2	4	(1)		事業者選定委員会の設置	「本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が委員に対して、問合せや働きかけを行った場合は、当該応募者は失格とする」とありますが、この規定は、本事業に関する問合せや働きかけを委員会の委員に行った場合のみ適応されるものであり、本事業以外の営業活動等（宇部土木建築事務所発注事業への落札後の挨拶等）や大学教授との研究相談等（大学教授が講師を務める講演会への出席等含む）で、委員会の委員に接触することは、失格の事由とならないとの考えでよろしいでしょうか。	本事業についての問合せや働きかけを行った場合は失格となりますが、質問にありますように本事業以外の事案で委員と接触することは、失格の事由とはなりません。
28	14	第3	2	(3)		保険	「損害賠償保険、その他の保険を付したとき」とありますが、建設工事保険や第三者賠償責任保険の付保については、コンソーシアム構成員である建設企業が付保することも可能との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	契約方式については、市とコンソーシアム構成員全員が締結する基本契約、市と設計企業及び建設企業JVが締結する建設工事請負契約、市とSPCが締結する維持管理委託契約の3本の契約に変更します。よって、建設企業が付保することも可能です。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項 目			
29	17	第4	1	(1) ④	施設概要	維持管理業務として「玉川ポンプ場放流渠（敷地内）(No1)」、「玉川ポンプ場放流渠（敷地外）(No2)」が業務範囲内に変更されております。具体的な放流渠の維持管理項目をご提示願います。	放流渠については、管路内の清掃・点検等を想定しています。
30	24	別紙	2	13	本事業そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	把握されている住民反対運動・訴訟・要望がありましたら、ご開示願います。	現状ではありません。
31	24	別紙	2	14	事業者の設計・建設、維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	住民の方への貴市による説明に不足や誤りがあった場合は、事業者の責任は発生しない（または軽減される）との理解でよろしいでしょうか。	市に帰責事由がある場合には、ご理解のとおりです。
32	24	別紙	2	14	事業者の設計・建設、維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	別紙-1において、仕様書発注方式とご指定の範囲については、貴市リスク分担範囲との理解でよろしいでしょうか。	仕様書発注方式であるからといって、すべて市がリスク負担するものではありません。たとえば、仕様書に定めのない項目で事業者に委ねられているような業務についての住民反対運動等については、事業者がリスクを負担することも考えられます。
33	24	別紙	2	19	第三者賠償リスク No19 計画降雨以上の降雨によって生じるもの	計画降雨の定義についての御回答で「雨量計による客観的な降雨データ」と有りますが、これは降雨強度（Omm/hなど）による判断との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	24	別紙	2	19	第三者賠償リスク No19 計画降雨以上の降雨によって生じるもの	計画以上の降雨であるか否かの判断についての御回答で「事業者による流入量把握」と有りますが、現状の事業計画で事業者にて流入量が測定できる設備などが考慮されているのでしょうか。	過年度の参考設計においては、計装設備として汚水送水流量計、流入渠等の水位計を見込んでおります。また、流入量（送水量）は、ポンプ運転時間により水量を換算することとしております。